

令和6年6月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

近年の食材等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通りに変更になります。

区分		負担額(非課税)	
		令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
①	一般の方	460円/食	490円/食
②	住民税非課税の世帯に属する方(③を除く)	210円/食	230円/食
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円/食	110円/食
④	小児慢性特定疾病児童または指定難病の方など	260円/食	280円/食

※全医療機関共通の値上げ金額となります
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます